川崎市幼稚園子どものための教育・保育給付費等支給要綱

２７川市子推第５４０号
平成２７年４月１日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第１項又は第３項の認定を受けたもの及び同条第９項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第２７条第１項に規定する確認を受けるものに対し、学校教育法第３条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）及び支援法第３４条第２項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象子ども）

第２条　この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、川崎市（以下「市」という。）の教育・保育給付認定を受け、市内及び市外の幼稚園を利用する子どもとする。

（支給額及び算出方法等）

第３条　支給する額及びその算出方法等は、市内の幼稚園及び幼稚園を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成２７年内閣府告示第４９号。以下「国基準」という。）第１条第１２号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）から市の定める利用者負担額を控除した金額及び別表に定める市加算運営費とする。

２　前項の規定にかかわらず、市外の幼稚園を利用する子どもにあっては、国基準に定める公定価格のほか、当該幼稚園が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。

３　公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算（区分１及び区分２）、３歳児配置改善加算、４歳以上児配置改善加算、満３歳児対応加配加算及び定員を恒常的に超過する場合における利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

４　公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算（区分１及び区分２）、副園長・教頭配置加算、３歳児配置改善加算、４歳以上児配置改善加算、満３歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、副食費徴収免除加算、年齢別配置基準を下回る場合、安全計画の策定等をしていない場合、経営情報等の報告を行っていない場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準により行うものとし、外部監査費加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、療育支援加算、

事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算（区分３）、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

５　公定価格の内容となる処遇改善等加算（区分１及び区分２）、副園長・教頭配置加算、３歳児配置改善加算、４歳以上児配置改善加算、満３歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、年齢別配置基準を下回る場合、安全計画の策定等をしていない場合、経営情報等の報告を行っていない場合、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算（区分３）、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める特別支援教育事業に掲げる費用等の適用に当たっては、加算の認定申請又は協議及び認定を要するものとする。

６　公定価格の内容となる処遇改善等加算（区分１及び区分２）に掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、外部監査費加算、療育支援加算、処遇改善等加算（区分３）、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表に定める実費徴収に係る補足給付事業費に掲げる費用等の適用を受けたときは、その執行に係る実績について報告等を要するものとする。

（支給時期）

第４条　この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払（月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする）によるものとする。

（給付費等の返還）

第５条　この要綱による支給額及び算出方法等については、毎月、把握するものとし、市内の幼稚園及び市外の幼稚園が、偽りその他不正の手段により給付費等の支給を受けていることが認められた場合には、既に支給した額の全部又は一部の返還措置を講じるものとする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年３月９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年度における支給額及び算出方法等の特例）

２　平成２７年度における、この要綱により支給する額及びその算出方法は、市内の幼稚園にあって、その幼稚園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について、別表１－

１から別表１－１１により算出した額、及び市外の幼稚園にあって、その幼稚園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について国基準により算出した額については、当該額に１００分の１．４９を乗じて得た額とする。

３　前項により算出される額については、１０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２７年度の給付費等については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年３月２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年５月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成２８年度の給付費等については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３０年３月１９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月２６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１１月１３日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年１０月１日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和２年３月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、第３条第４項に定める副食費徴収免除加算については、令和元年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年３月１４日から施行し、令和４年２月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１４日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月２４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、別表に定める物価高騰対応加算（給食費）については、令和４年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年８月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年３月１３日から施行し、令和５年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年６月６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年１２月１２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年６月９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。ただし、第３条第４項及び第５項に定める安全計画の策定等をしていない場合、経営情報等の報告を行っていない場合に係る支給額及び算出方法等の取り扱いについては、令和８年７月１日から適用する。

別表（第3条市加算運営費関係）　　（幼稚園　教育標準時間認定）

項目	内容	加算額
①一般生活費	私立幼稚園の園児の教育の質向上のために、教材教具購入等の一部として、公定価格の基本分に含まれる庁費に加算するもの。	子ども1人当り 月額500円
②園児健康安全事業	私立幼稚園の園児の健康管理のため、尿検査にかかる、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 月額209円
③特別支援教育事業	幼稚園に障害のある幼児を積極的に受け入れ、統合保育に係る調査・研究及び教育実践を促進するため、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 国県補助対象者 年額170,000円 国県補助対象外者 年額240,000円
④事務職員雇上費	施設型給付への移行に伴う、運営費の請求等事務負担の増加に対応するため、定員規模に応じた加算額を設定し、加算するもの。	定員区分　加算額（月額） 60人以下　57,600円 61人以上120人以下　69,120円 121人以上180人以下　80,640円 181人以上240人以下　92,160円 241人以上300人以下　103,680円 301人以上　115,200円
⑤実費徴収に係る補足給付事業費	日用品、文房具等の購入に要する費用等に係る実費徴収額について、低所得世帯を対象に実費の一部を補助するもの。	■対象者 保育料金額表階層区分Aに該当する者 ■基準額 教材費・行事費等　2,800円 上記金額と、実費徴収額とを比較して低い方の額とする。
⑥物価高騰対応加算（給食費）	物価高騰に伴い、給食の費用増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図るため、給食の費用を加算するもの。	【 算定方法 ： 単価 × 対象子ども数 × 支給月数 】 ■単価 月額子ども1人当り 59円（1食当り）× 給食実施加算における「週当たり実施日数」 × 4週 （小数点以下切捨て） ■対象子ども数 月初日利用子ども数分とする。 ■支給月数 物価高騰対応加算（給食費）の実施月数とする。 ■適用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日